

Q 請求期間がインボイス登録日をまたぐ場合、どのように発行すればよいですか？

A インボイス登録日が令和5年10月1日（インボイスの開始日）なら、請求書内で登録日前後を区分する必要があります。しかし、登録日前後を区分せず、まとめて請求書に記載しても問題ありません。

例 インボイス登録日：令和5年10月1日
請求期間：令和5年9月16日～10月15日
請求日：令和5年10月31日

登録日：令和5年10月1日

インボイス発行事業者

【登録日前後を明確に分けて記載】

請求書

令和5年10月31日
(株) ▲▲▲
登録番号 T1234...

(株) ○○○御中
令和5年10月請求分 (9月16日～10月15日)
752,800円

品目	金額
令和5年9月分 (9月16日～30日)	
10%対象 220,000円 内消費税20,000円	220,000円
8%対象 162,000円 内消費税12,000円	162,000円
令和5年10月分 (10月1日～15日)	
10%対象 198,000円 内消費税18,000円	198,000円
8%対象 172,800円 内消費税12,800円	172,800円

【登録日前後を分けずに記載】

請求書

令和5年10月31日
(株) ▲▲▲
登録番号 T1234...

(株) ○○○御中
令和5年10月請求分 (9月16日～10月15日)
752,800円

品目	金額
令和5年9月分 (9月16日～10月15日)	
10%対象 418,000円 内消費税38,000円	418,000円
8%対象 334,800円 内消費税24,800円	334,800円

どちらでも OK



A インボイス登録日が令和5年10月2日以降の場合は、登録日前と以後を区別する必要があります。

例 インボイス登録日：令和5年11月1日
請求期間：令和5年10月16日～11月15日
請求日：令和5年11月30日

登録日：令和5年11月1日

インボイス発行事業者

【登録日前後を明確に分けて記載】

請求書

令和5年11月30日
(株) ▲▲▲
登録番号 T1234...

(株) ○○○御中
令和5年11月請求分 (10月16日～11月15日)
752,800円

品目	金額
令和5年10月分 (10月16日～31日)	
10%対象 220,000円 内消費税20,000円	220,000円
8%対象 162,000円 内消費税12,000円	162,000円
令和5年11月分 (11月1日～15日)	
10%対象 198,000円 内消費税18,000円	198,000円
8%対象 172,800円 内消費税12,800円	172,800円

どちらでも OK

【登録日前後を別々に発行】

請求書

令和5年11月30日

(株) ○○○御中

令和5年11月請求分
令和5年10月16日～31日

382,000円
~~362,000円~~

インボイス登録日前の請求書には
インボイス登録番号を入れない

品目	金額
10%対象 220,000円 内消費税20,000円	220,000円
8%対象 162,000円 内消費税12,000円	162,000円

請求書

令和5年11月30日
(株) ▲▲▲
登録番号 T1234...

(株) ○○○御中
令和5年11月請求分
令和5年11月1日～15日 370,800円

品目	金額
10%対象 198,000円 内消費税18,000円	198,000円
8%対象 172,800円 内消費税12,800円	172,800円